

「経営規模等評価審査申請の手引き」の改正について

令和4年12月23日
奈良県 建設業・契約管理課

適用

令和5年1月1日より適用します。

主な改正点

① 国の制度改正(「その他社会性(W)」の加点項目等の改正)への対応

A) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

審査基準日時点において、「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」に係る認定の取得状況が加点対象となりました。

B) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設業キャリアアップシステムの活用状況が加点対象となりました。

(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用)

C) 建設機械の保有状況

「ダンプ」「締固め用機械」「解体用機械」「高所作業車」が加点対象建設機械として追加されました。

D) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無

「エコアクション21」の認証取得状況が、加点対象になりました。

② 申請書類の添付書類について、原則として原本を不要(写しで可)へと変更

窓口申請時に提示する本人確認書類を除き、添付する証明書類は全て「写し」で可とします(原本も可ですが、提出書類は返却しません)。

ただし、「写し」の内容の判読が困難な場合等は、原本の提示を求める場合があります。

③ 県ホームページ等で「お知らせ」としていた事項を「手引き」に記載

申請窓口での本人確認や、医療保険被保険証のマスクングなど、従来は別途「お知らせ」として県ホームページに掲載していたものを「手引き」に記載しました。